

第1号様式（第8条関係）

令和6年4月1日

東員町議会

議長 伊藤 治雄 様

東員町議会議員

伊藤 まり



令和5年度 政務活動費に係る収支報告について

東員町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和5年度 政務活動費収支報告書

議員名 伊藤 まり

1 収 入

政務活動費 10,000円

2 支 出

(単位：円)

科 目	支出額	備 考
調査研究費		
研修費	12,000	オンライン研修「心理学から知る きらめく個性」 ・子どもの個性の理解 ・パーソナリティ障害の理解と関わり方 他
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
合 計	12,000	

3 残 額

0 円

注) 備考欄には、主たる支出内訳を記載する。

参考様式 2

領 収 書 等 添 付 一 覧 (令和5年度)

使途項目	研修費		
年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	整理番号
R6.3.4	受講料	12,000 円	1
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		12,000 円	

※ 支出にかかる領収書等の貼付にあたり、添付事項を一覧に整理し、「領収書等貼付用紙」の表紙として活用してください。

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和5年度)

使 途 項 目	研修費
参考様式2の「整理番号」	1 ※ 使途項目ごとに「整理番号」を配番する
領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 令和 6年3月4日	
※ 領収書等は、重ねずに貼ってください。 また、本用紙1枚に貼れない場合は、複数枚に貼ってください。	
使 途	オンライン研修「心理学から知る きらめく個性」受講 ・子どもの個性の理解 ・パーソナリティ障害の理解と関わり方 他
按分率等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	別紙活動収支報告書の研修費 12,000円

領 収 書

NO : L11-230029R

発行日： 2024 年 3 月 4 日

伊藤 まり 様

下記金額を領収いたしました

¥12,000 -

但 きらめく個性（全コンテンツセット）受講料として
（コンビニ払いによる）

税抜金額 ￥10,910

消費税額 ￥1,090

（税率 10%）

登録番号：T4180005011830

愛知県知多郡美浜町奥田字会下前 35-6

学校法人日本福祉大学

理事長 丸山 悟

（担当事務局：社会福祉総合研修センター）

令和 6 年 4 月 1 日

東員町議会

議長 伊藤治雄 様

東員町議会 議員 伊藤 利



研修報告書〔政務活動費充当研修〕

研修期間	R6 年 3 月 20 日 (水) ～ 3 月 26 日 (火) 【 7 日間】
研修（視察）先	オンライン研修「心理学から知る きらめく個性」 ・子どもの個性の理解 ・パーソナリティ障害の理解と関わり方 他
目的（テーマ等）	① 子ども家庭庁は、令和 5 年度補正予算で「1 か月児及び 5 歳児健康診査支援事業」を開始した。東員町も実施してはどうか。発達に不安がある子どもを早期に専門的支援につなげる 5 歳児健診を考えるため、発達・個性に関して学ぶ。 ② 発達に不安がある子どもの理解を深める。 ③ いじめ・不登校への取り組みはどうあるべきなのか考える一助に、いじめ・不登校の子ども及び保護者への心理的支援を学ぶ。
参加議員名 (複数の場合記入)	
資料添付の有無	有 ☒ 無 ☐

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

〔議員氏名： 伊藤まり 〕

研修概要、内容、所感

オンラインで受講しました。

子どもの個性の理解

- ・ 心に関する個性は、脳や神経細胞の働きの違いによる影響力が大きい。例えば発達障害の原因を、親の育て方にあるというのは大きな誤解。多くは先天的な脳の一部の機能障害である。
- ・ 誕生直後は、心の個性は比較的少ない。例えばよく泣く子どもとか個人差や気質はあるがこの時期は心の個性が分かりにくいし、気づきにくい。
- ・ 幼児期、幼稚園や保育園に通う二歳以降から六歳未満は、自分がどうしたいかははっきりイメージできるようになるので、欲求の表出やコントロールの仕方で見られるようになる。
- ・ 児童期(小学校の時期)は、遊びから学びへ環境が変化するので、そこへの適用が課題になる。小学校では他人と自分の比較やルールを理解、学級としてのまとまった行動を求められるのでつまずきを経験する子どもが出てくる。
- ・ 思春期青年期は、子どもたち自身が自分の個性について考え、意図的に形成しようとし始める。個性的すぎることも避けようとする。自分自身がどうあるべきか調整しようとする。不適応行動が起こりやすい時期である。
- ・ 遺伝や気質的特徴、環境、経験の相互作用から個性が形成される。
- ・ 性格の五つの側面、ビッグファイブは参考になる見方である。情緒安定性、外交性、開放性(未経験のことを素直に受け取ろうとする)、協調性、誠実性。
- ・ 驚くような行動をとることがあっても実はシンプルな問題であることが多い。
- ・ パーソナリティの部分でトラブルになる子どもの多くは自己肯定感や成功経験の不足が根っこにあることが多い。

パーソナリティ障害の理解と対応

- ・ パーソナリティ障害はパーソナリティが形成されたのちに診断されるものなので青年期以降の人にしか当てはまらない。
- ・ パーソナリティ障害とは、簡単に言うと、パーソナリティの著しい偏りが本人や周囲の人に苦痛を与えたり社会生活に支障をきたしている状態のこと
- ・ どんな人にも病的な部分と健康な部分がある。どちらが優勢かによる。
- ・ 自己愛性パーソナリティ障害は自分を愛しすぎて、他者と健康な人間関係を築けないという障害。
- ・ 境界性パーソナリティ障害は、突然の絶望感などで感情が不安定。
- ・ パーソナリティ障害の対応の難しさは、本人が困らない、ということ。本人は不安を行動で発散するので困らない。だから、本人は治療や改善を求め

ない

性別に違和感のある子どもの理解と関わり方

- ・ ジェンダーアイデンティティとは自分の性別について、自分がどんな性別だと思うか、個人が持つ内面的な感覚のこと。
- ・ セクシャリティとはどんな性別の人に性愛的な魅力を持つかのこと。
- ・ 「出生時に割り当てられた性別」とは、従来「生物学的性別」と言われていたもの。
- ・ 出生時に割り当てられた性別とジェンダーアイデンティティが一致している人が大多数のため、一致していない人のことをジェンダーマイノリティという。
- ・ 性別違和は、多くの場合思春期以前に自認しており、周囲からの言動で自尊心を傷つけられてきた子どもが多い。性別違和は持続しない場合も多い。
- ・ 性別を決めつけて対応するのではなくその時々の子どもの困り感に耳を傾けること。
- ・ 2010 年、文科省が、教育現場に、性同一性障害による児童の心情に充分配慮した対応をするようにという要請をした。このことから関心が注がれるようになった。
- ・ 思春期に入ると生活上の困難さが重くなり、外出しなくなったというケースもある。
- ・ 髪形など男女別の校則をなくす、性別を尋ねる必要があるかどうかの見直しなど柔軟な対応で解決できることもある。
- ・ 性別違和の問題は、家族に受け入れてもらいにくいという性質を持っているところにある。自分の性自認を隠して生活することの緊張、苦痛がある。

アタッチメントの問題を抱える子どもの理解と関わり方

- ・ アタッチメント障害の病理はアタッチメント障害と不安定なアタッチメントに分けられる。
- ・ アタッチメント障害の特徴をまとめると、養育者の応答がない環境もしくは養育者が変わりすぎて特定の人物とのアタッチメント行動が成立しない状況が背景にあること。
- ・ 継続した養育関係を提供することが対応の基本になる。
- ・ 問題行動とは、行動に現れた子どもや成人の情緒的対人的不適用のことをいう。問題行動の種類は内向性と外向性、内向性の問題の現れ方は不安、抑うつ、身体的不調の訴えなど。外向性の問題の現れ方は攻撃性、衝動性、触法行為などがある。
- ・ 問題行動は子どもに不具合が起きているシグナルである。困った子どもというよりも子どもが困っているという視点で関わるのが大切。

- ・ 発達的には就学前の 5～6 歳から問題行動の分化が始まると考えられている。
- ・ 問題行動を起こした時にどうしたらいいのか、よりも、なぜ問題行動を起こしたのか、と子どもの行動が示す意味や理由を保護者とともに考える。いつから問題行動が始まったのか、そのきっかけも聞く。

発達に偏りのある子どもの理解と関わり方

- ・ 発達障害は脳の機能の器質的な不全によるものだと考えられている。まだメカニズムは明確になっていない。
- ・ 教育や福祉が理解すべきは、行動の背景である。見えづらいために、発達に必要な体験を充分にすることができなかつたり、安心感を与えるような働きかけを受けられなかつたりする。
- ・ 代表的な発達障害が自閉スペクトラム症/自閉スペクトラム障害、注意欠如多動症/注意欠如注意欠如多動障害、限局性学習症/限局的学習障害。
- ・ 注意欠如・多動性障害は、多動性、衝動性、不注意を中核とする発達障害。行動上の問題と捉えられがち。行動をコントロールできるようにすることだけに注力すると、子ども自身の内的体験によりそえない。
- ・ ADHD の子どもは、集中できないことや動き回ってしまい、適切な行動ではないとわかっているにもかかわらず、動いてしまっている。行動を変えるより、自己評価や自己効力感を低下させない、という視点で対応する。
- ・ 自閉スペクトラム症(ASD)は、社会性の障害を中心とする発達障害。アスペルガー障害広汎性発達障害など多くの診断名がある。
- ・ 共通する中核的な障害は社会的な障害である。子どもと関わる時には診断名の違いよりも子どもの特性の違いを見て対応する。
- ・ LD(限局性学習症)などもあるが、認知特性と行動の関係を理解し、その子どもの体験を理解することが基本である。
- ・ 指示やサポートは、できるようになるためだけにするものではなく、できなくてもやろうとするプラスの方向への行動に、肯定的な反応を返して共に喜ぶためにする。

いじめ不登校に直面する子どもの理解と関わり方

- ・ いじめの定義：①いじめ防止対策推進法第二条で、一定の人的関係にあるほかの児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為とされている。②被害にあった子どもが心身の苦痛を感じているもの。これらが該当した時にいじめと認定される。
- ・ いじめの種類：①直接的暴力：殴る蹴る椅子に画鋸を置くなど。首から下の身体への加害は気づきにくい。②間接的暴力：靴やかばんを隠す悪口を書いた紙を貼るなど。③言語による暴力：嫌なあだ名をつけられる、ネットいじ

めなど冷やかしかから厳しい言葉まで、言語による暴力が最も多い。④金銭の強奪：お金を奪う、万引きを強要する、親の財布から盗ませるなど。⑤無視：その生徒が存在しないかのように振る舞う、お葬式ごっこなど。

- ・ いじめは増加傾向にある。
- ・ 学年が上がるにつれて不登校状態による児童生徒の数が増えている。
- ・ 被害の子どもは、親を心配させたくない、などの感覚から人に知られないように振る舞うことが多い。さらに援助要請をした場合のリスクも考えて、援助要請が起こりにくい。
- ・ 被害を受けた子どもは学校への不信、社会にも批判的な言動が多い。攻撃性の高い場合もある。
- ・ いじめはさまざまな活動に対する自信を失ってしまう。
- ・ 打ち明けられずに苦しんでいる子どもがいる。
- ・ いじめを解消するためには、多職種連携、スクールカウンセラー、保護者、クラスメイト、専門家を含めて組織的なアプローチをする。
- ・ 本人にとって学校は社会そのものであり、学校に行かないということは社会から離れるということなのでかなり辛い状況である、と理解する。
- ・ 不登校の定義：何らかの心理的情緒的身体的あるいは社会的要因背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあり連続または継続して30日以上欠席した児童生徒(病気や経済的理由を除く)
- ・ 回復プロセス。このプロセスがだいたい共通である。

第一期：子どもが体調不良を訴えて時々休むようになる、この段階では周囲の大人たちは不登校だと気づいてないことが多い。そのような状況から不登校が始まる。

第二期：不登校の合理化の段階になる。体調不良で学校を休む事が続くと、親や周囲の大人が受診を勧めるようになる。受診しても原因がわからず心理的な原因に気づく。子どもは学校での不満等、学校に行かない理由を主張するようになる

第三期：不安と動揺の段階。学校に行かない時期が長期化し、親は何とかなければならないと思い、責めたり、いくつかの専門機関に相談に行くようになり、カウンセリング等はこの段階で受けるが子どもはいろいろなところに引っ張り出されることになるので落ち着きをなくす。場合によっては家庭内暴力も起こりがちになる。

第四期：絶望・閉じこもりの段階。親は何とかなして行かせたいため子どもを脅してみたりお願いしたりするようになる。しかし子ども側はそんなに簡単に変わらず不登校の状況に変化は見られない。親の、なんとか行かせたいという行動から逃げるように子どもは自分の部屋に閉じこもるようになる。昼夜逆転が起こりやすくなる時期。

第五期：回復に向けての動きが始まる。親が徐々に諦めるようになり、家庭

内の緊張が緩む。子どもも自由に罪悪感なく過ごせるようになり、自分がなぜ学校に行けなくなったんだろうかということを手振り返り始める

第六期：回復の段階：子どもの生活が一段と落ち着くようになる。この段階になると徐々に自分から学校の話を出すようになる。部屋の中で隠されていた学校の物品が徐々に机の上に出てきたりして見えるようになる

第七期：学校復帰の段階。4月、9月などの学期の始まりがスタートになったり修学旅行などの学校行事がきっかけになって、出席日数が増えていく。連続的に行けるようになると最後の第八期。

第八期：完全な回復の段階。規則正しい生活ができるようになる。

子どもの個性と向き合う保護者の理解と関わり方

- ・ 保護者との関係の作りの共通点①保護者に自分を支援してくれる存在だと感じてもらうこと。どんな小さなことでも保護者の隠れたニーズを引き出すこと。保護者のニーズが、支援者が期待するニーズでなくても耳を傾ける。②仮に保護者が不適切な養育を行っていたとしても保護者の子どもに対して感じるストレスや子育てのしんどさに共感する。
- ・ 支援者は、保護者の不適切な行動のみに注目しがちだが、保護者が少しでも子どもとの関わりがうまく出来ていたら支持することが保護者のエンパワーメントにつながる。
- ・ 保護者の心理的な葛藤や精神的な問題を扱う面接を実施する。
- ・ 保護者の「心配していない」「困っていない」の言葉は複雑な心情が背景にある、と理解する。
- ・ 支援者が「伝える」ことに集中しすぎず、保護者の話を十分聞く。
- ・ 子どもの状態を理解し気持ちを共有したり相談できるよう、同じような悩みを持つピアグループ、子育て支援センターなどの情報を保護者に伝えることも必要である。
- ・ いじめや不登校は一見学校の問題のように感じられるが、保護者を含め家族に対する支援は重要な支援の一つである。
- ・ いじめも不登校も家族が大きく動揺するので、子どもだけでなく保護者の支えになるような支援者と周囲の人の関わりが望まれる。

【所感】

子ども家庭庁は、令和5年度補正予算で「1か月児及び5歳児健康診査支援事業」を開始しました。「出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする」「全国の自治体での1か月児及び5歳児の健康診査の実施を目指す」とのことです。

5歳児健診は、三重県内では鈴鹿市、名張市で実施されており、東員町も開始したらどうか、本研修予算を活用させていただき考えました。個性の発達の観点

では、以下の通りでした。

- 幼児期、幼稚園や保育園に通う二歳以降から六歳未満は、自分がどうしたいかはっきりイメージできるようになるので、欲求の表出やコントロールの仕方
で個性が見られるようになる。
- 児童期(小学校の時期)は、遊びから学びへ環境が変化するので、そこへの適
用が課題になる。小学校では他人と自分の比較やルールを理解、学級として
のまとまった行動を求められるのでつまずきを経験する子どもが出てくる。

国の健康診査支援事業を受けて、満5歳(4歳児クラス)の健診を実施し、本人
と保護者が自信をもって入学できるように準備できるとよいという考えにいた
りました。